

電子的医療情報連携体制整備加算について

当院では

令和8年6月から電子的医療情報連携体制整備加算を算定しております。

電子的医療情報連携体制整備加算は保険医療機関において、受診時に患者様の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。対応については以下のとおりです。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) 診療情報明細書を無償で交付しております。
- (3) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (4) オンライン資格確認システムを利用して取得した診療情報を診療を行う診察室、処置室等において閲覧および活用できる体制となっております。
- (5) マイナ保険証利用率30%以上です。
- (6) マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じております。
- (7) 明細書発行、医療DX推進の体制に関する事項について当院の見やすい場所に掲示しております。また、ウェブサイトでも当院ホームページに掲載しております。
- (8) 電子処方箋を発行しており、調剤した薬剤に関する情報を、電子処方箋システムに登録する体制となっております。

令和8年6月1日

独立行政法人国立病院機構七尾病院